第明治三十五種郵便物認可

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度において国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和３年１月12日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達管理室長　佐藤　庄一

◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08

１　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する区分のうち解体工事を除く28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等業務　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務

２　申請の時期　定期の申請時期は、令和３年１月12日から令和３年１月31日までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は当研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。

また、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する（ただし休日を除く）。

⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの場所に次の①、②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留等（定期の申請は令和３年１月31日消印有効））により提出すること。

①　建設工事

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第１号）

二　添付書類

イ　工事経歴書（経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の写しでも代替することができ、提出は任意とする。）

ロ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）

ハ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので、申請日から直近のものであり、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に該当保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ該当事実を証明する書類）なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

ニ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める別記様式第１号（別表を含む。）で申請日の直近のもの）

ホ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合に限る。）

ヘ　納税証明書（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）また、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類（納税の猶予許可通知書・換価の猶予許可通知書・納税証明書その１等）の写しを提出する。

ト　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等業務

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第３号）

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）、身元証明書又はその写し（個人の場合）

ニ　登録証明書等又はその写し

ホ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））

ヘ　納税証明書（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）また、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類（納税の猶予許可通知書・換価の猶予許可通知書・納税証明書その１等）の写しを提出する。

ト　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

⑶　その他

①　⑵に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。

②　⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

③　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

④　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。